

徳島県告示第百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和七年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月二十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

2 6				整理 番号
由岐大西				路線名
同		同		区 間
同		同		阿南市福井町露口七六番 三地先から 同 大宮一七七 番地先まで
新		旧		新旧 の別
七・五〃六二・一	四・一〃一八・七	七・五〃六二・一	四・一〃一八・七	敷地の幅員 （メートル）
一、六四四・一	一、四三五・三	一、六四四・一	一、四三五・三	延 長 （メートル）